

2026年3月13日

岩手県議会議長
城内愛彦様

盛岡市本町通2丁目4-9 フラワーハイツ105
岩手県平和委員会 会長 沼田 稔

盛岡市本町通2丁目1-36 浅沼ビル4階
岩手県革新懇 世話人代表 浮田 昭彦

盛岡市本町通1丁目10-35
新日本婦人の会岩手県本部 会長 渋谷 靖子

盛岡市本町通2丁目1-36 浅沼ビル5階
岩手県労働組合連合会 議長 中野 るみ子

アメリカとイスラエルによるイラン攻撃に抗議し、即時中止を求める請願

【請願趣旨】

アメリカとイスラエルは2月28日、イランに対する大規模な攻撃を開始しました。住宅や病院、学校など民間施設が連日攻撃され、子どもを含む多くの一般市民が犠牲となっています。この行為は武力行使の禁止、主権平等の原則を明記した国連憲章と国際法を乱暴に蹂躪する無法な先制攻撃であり、断じて許されるものではありません。また、いかなる理由があつたとしても、武力による一方的な攻撃で独立した主権国家の最高指導者を殺害する権限は、トランプ米大統領に与えられているものではありません。

両国の攻撃に対してイランによる報復攻撃も湾岸諸国に拡大しており、軍事的エスカレーションを引き起こす事態は絶対に阻止しなければならないと考えます。

「国連憲章、国際法を守れ」の国際世論を高め、トランプ米大統領らの蛮行を直ちにやめさせ、外交的解決を図ることが平和の道と考えます。

トランプ大統領の威圧に抗し、国連をはじめ多くの国際機関、政府、有識者が批判の声を上げています。

私たちは日本政府がアメリカに対して「国連憲章・国際法を守り、直ちに攻撃を中止し平和的解決」を求めるため、次の事項について、地方自治法第99条の規定による意見書を政府に対し提出するよう請願します。

【請願項目】

1. 日本政府は、アメリカおよびイスラエルに対し抗議し、国連憲章・国際法を守り、直ちに攻撃を中止し、外交による平和的解決に立ち戻るよう要求すること。
2. イランがホルムズ海峡の機雷などによる封鎖を止めるよう求めること。